

| | |
|------------------|---|
| Title | 憲法発展上に於ける合衆国の地位 |
| Sub Title | |
| Author | 吉田, 三郎 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1912 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.741(147)- 756(162) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0147 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

掛金の支拂は疾病療疾保険に於けると同じく印紙を以てす、而して之を各労働者に一部宛渡しある保険簿に記入し保険基金より被保険者に支拂ひたるものも記入し労働者雇主の双方より納入せる毎週の掛金も之に記入す。政府を援くるものは保険の費用全部は結局労働者の分も雇主の分も共に悉く労働者の負擔に歸すべしとの論と戦ひたり。チヨツザ・マネー氏亦その如何に支拂はるべきかに關して同じ意見を採れり。曰く、

各週の終りに雇主は郵便局にて求めたる五片の保険印紙をその保険簿に貼付し労働者に勞銀を支拂ふに當て二片半を差引く。五片の印紙(労働者に代て二片半、自ら二片半)を貼付せる雇主は労働者をして、失業保険は疾病保険と同じく勞銀を減殺するものにあらずして却て之が増加を來すものなりとの事實を想起せしめたり、と。

失業保険の下に於ける支出額は疾病療疾保険の下に於けるその如くに正確に知ることを得ず。利用し得べき最上の事實を基としてマネー氏は次の結論に到達せり。曰く、掛金率は(一)十八歳以上の失業労働者に對して一週間七志を支拂ひ一ヶ年につき十五週間を限りとし(二)十七歳より十八歳までの労働者に對しては一週間三志六片を支拂ひ一ヶ年内十五週間を限りとして支拂をなすの準備をなすを以て足れりとする。労働組合及び労働交換所は本保険法の實行の地方機關をなす。本法による手當金受領の資格喪失に關する詳細は本論に宛てられたる紙面の中に述ぶること能はず、唯不景氣に際してその營業を繼續する雇主に對して幾多の讓歩及便宜の與へられたるの事實を指摘するに止めむ。

(完)

憲法發展上に於ける合衆國の地位

吉田 三郎

一の立憲政體に關する智識を得んと欲する者は先づ其歴史に溯りて之を研究するを要す。合衆國の政體は米國の歴史上興味深き一大廻轉時期に生れたるものにして其當時の事情を研究するに先だち其政體に付て分析詳解するも亦不要の業にあらざる可し。由來歴史的研究なるものは困倦煩はしきものなれども吾人が此より爲さんと欲する事たるや歴史的になすにあらざれば有效のものたること能はざるなり。

實に立憲政體たるや治者被治者間に存する鞏固なる約束の上に建てられたるものにして其政體を維持發展せしむる共同體即ち共通の利害を自覺し共通の目的を形成する國民なくして立憲

政體が存在すること能はざるなり。一致和合の自覺なく組織なく思想なく一致の行動を爲すこと能はざる人民は憲法的制度を維持すること能はず、此等の人民又は國民は昏睡的狀態にあるものと稱して過言なからん。彼等は協同の判斷力なく目的に對し歩調を一にせず而して共通の手段方法を案出すること能はざるなり、共同體にあらずして又立憲政體を形成し得るものなく一國民にして共同體となるにあらざれば制度法典を享有すること不可能なり。故に吾人は目的とする處の分析解説をなすに先ち共同體に關する概念を明白にし更に合衆國は共同體なるや否やを明確になさんと欲するなり。斯くして吾人は初めて憲政發展上に於ける合衆國の地位を了解し且つ歴史的研究なるものが其他の諸問題を抑も共同體なる語は吾人の屢々用ゆる所なれども正確なる概念に至りては未だ之を解せざる

ものあり。吾人は時に共同體なるものに關せる默示的臆測として實際に共通の連鎖及び利害共通の風習生活行爲の標準或は其結果は兎も角連合の常習的實行なきものは共同體を構成せずと稱するに於て一致するが如く想像す。共同體なる字義を如斯解釋することに於て共同體は立憲政體を享有し得ると稱したるなり。共通の利害生活及び幸福に關する共通の標準に付て明確なる自覺なき人民の團體は自己の政體を以て満足なるものたらしむること能はず且つ一事件の發生に際し之に對して一致共同の行爲をなす能はざる人民は内外より來る危害に對し自己を保全すること得て望む可からず。人民にして若し立憲的制度を有せざる可からざるものとせば宜しく其制度中に自己を表示す可き衝動を有し且つ其手段を發見す可きなり。

通常政治的自覺とは何を意味するや、之に定義を與ふことは余の甚だ苦しむ處なれども幸

にも之を定義する要なかる可し。歴史に親しみ社會的經驗に富める者は余の所謂一般的政治的自覺なきものを想像するに困難を感ぜざるべし其思想たるや複雑なると同時に又確定的なり。同様の事件より同様の刺戟を受けず且つ種々の事變に應ずる爲め最良の手段方法を決定すること能はざる人々は單に共同性を有せざる人の群衆に過ぎざるなり De Tocqueville 氏は、合衆國政體の發展を論ずるに當りて米大陸の殖民が其政體の缺點を庇護することなく之を看破指摘し流血を見ずして其弊害を矯正したる平穩にして自尊心に富める行爲を賞したり。事件に際し斯く共同の自覺を有したる如く合衆國人民は永遠に繼續す可き政體の創立及び運行に關する智識を有せり。合衆國人民の才能を説明する歴史的事實は亦同國政體の性質並に憲政發展に於ける其地位を明白にす。然らば如何にして合衆國は共同體となり如何なる程度又如何なる事實によ

成せるなり。

「ローマ」帝國瓦解の後歐洲を併呑したる「ゲルマン」の封建的國家又は佛王「ルイ」十四世が「Je ne suis moi et mon Dieu」と自任して憚らざりし所謂進歩したる封建的國家更に又支那露國に於けるが如く兵馬によりて征服せられ屈從を要求せられたる國家にありては政府は絶對的の統治者なりと稱し得べし。如斯き政府が被治者たる國民と利害に關して共同心なく、被治者相互間には行為の統一を缺き共同の目的の爲めに一體とすることなく政府の利害と各自の利害との衝突に際し彼等は其利益を主張することを知らず全く啞者の如くにして社會又は國家發展史上初期の階級にあるものと稱す可きなり、歴史に表はれたる國民にして此時代に長く停止せざりしものありたれども遂に停滯するまで此状態を脱し得ざるものに對しては恰も支那の國民に對する西歐の諸國民の勢力の如く或る抵抗す可からざる外

界の力により其古來の習慣の殻皮を破るにあらざれば舊態の變更は全く望む可からず。此種に屬するものは所謂種族的國民なり。又之に反して好戰的國民は此時期に永滯すること能はずして常に動搖し迅速なる變化に富むものとす、更に封建制度の瓦解したる後歐洲に君臨せし各國王の下にありたる國家は其進歩開發に對して非常なる熱心を有したるのみならず又此に適したるものなりき。

人民の停滯なるものは吾人近代歐洲諸國に付て之を思考すること難し、然れども Baschout氏が其著 Physics and Politics 中に指摘せし如く若し多數の國家を各制度上より觀察する時は等しく所謂此の停滯なる現象を呈するものあり。即ち世界に存在せし人民の大部分は風俗習慣又は軍制の鐵鎖に拘束せられ政治的向上なるものを知らざりき。光明を認めて此に到達せんが爲め專制政府の綱目より解放せられんことを切望

せし國民さへも今日の如く電信鐵道及び廉價なる印刷機械等の如き思想並に行動を敏活に遂行するの機關を有せざるの間は各自其目的を達する爲めに辛き經驗を嘗めざるを得ざりき。米大陸に於けるが如く人民は各自欲するが儘獨立の行動し得る處を除きては此等便宜の施設なき大陸に自由の國 free state を建設擴張し得たるや否やは疑問とす可きなり。一致的行動は實地の經驗を積みたる後殊に失敗を重ねたる後漸く實現せらるゝものにして共同の目的は協議の末初めて形成せられ得るなり。一國民が專制政府に對し共同の連鎖利害を有することを自覺し各自が選舉せし首領の行動、立法及其運用を實際に監視するを見るに至るまで數世紀を経たることは人の知る所なり。

斯くて政府は假令不整頓不完全なりと雖も國民が治者の行動に注意し之に對して説明を要求する獨立行動の萌芽の爲め嘗て有したる權威の

幾分を障害せられんことは吾人之を明に「エリザベス」治下の英國に於て認むべし。國會は何等今日有するが如き命令權を有せず王の欲したる時單に召集せられしのみ。而して此事さへも稀有のことなりき。國王の權力は時として憲法上の約束を無視して省りみざりし程強大にして

輿論は未だ實力なく從て唯だ王權のみ國政萬機の上に莫大なる命令權を擅にせり。斯る時に當り英國は前代未聞の活動を開始せり。昔時歐洲文明の後方に掘据したる英國は此時代に入り忽ち舞臺の前面に表はれ來れり。土耳其の爲めに東方の門戸は閉鎖せられ何物をも假借せざる權力の堡砦は歐洲より東洋に至る通商の要路を遮り爲めに通商上他の進路を開拓せざる可からざるに至れり「コロンブス」は前人の未だ敢行せざりし大探檢を斷行し、英人も之に後れじと探檢隊を派遣し上下擧つて探檢事業に心酔せり。實に當時の英國人は勇猛熱烈の性格を有したり

しが、吾人は女王が此國民を以て統治し難き且つ政治に參與せんとの心ある國民なりと自覺せしや否やは此處に之を考案する要なし。蓋し女王自ら勇猛なる一人にして其代表者として英國人の利益の爲めに心を勞せり。

John Richard Green 嘗て女王を評し曰く彼女は對外政策に付ては當時最も巧妙なる虚言者なりしが一旦自國人に對するや慈母の如く篤實なりしと、大規模の企業探檢の行はれたる其當時「エリザベス」女王及英國臣民は互に胸襟を打ち開き偉大なる治者は偉大なる臣民を養成せり。光輝ある生活の裏面には暗黒なる密雲の充實せる半面あるは免れ難きものなれども然も此一事を以て決して英國々民の偉大なることを否定するに足らざるなり。歴史は常に此等二方面の存在を語るなり。

更に大陸に轉じて吾人は普通建設者「フレデリック」大王に於て類似の事を見る、第十八世

紀の中葉に於ける普國は第十六世紀の英國に比して劣る所多かりしが大王の即位するや英國をして中歐に覇者たらしめんとして政治的統一を企てたり。然かも大王及び女王の性格には何等類似の點あるなく此二者の異なるは單に生來政治家たる豪氣練達なる一人の男子と他日王位に即くの運命を有して生れたる敏腕の一女子とが異なるよりも甚だしかりき。蓋し大王の普國の爲めに爲したる所は女王の英國に對して爲したる所よりも大なるものありき。即ち普國を鞏固なる王國となし其臣民をして臣民たることを自覺せしめたることは是れなり。女王の英國に對するは女王の統治を俟たずとも已に國民として生れたるものに女王自身の人格と天賦の才能とを以て刺戟を與へたるに過ぎざるなり。大王の普國々民に活氣と覺醒の指導者たる可き資格とを與へたるは時將に是れ歐洲諸國民の等しく長夜の夢より醒め新時代の曙光に接せんとした

る時にして吾人が最も大王の卓見として賞せざるを得ざるは如何なる政體が此後の國民を統御するに至當なるやに意を傾注せし事なり。

「フレデリック」大王は歐洲諸國の間に覇を稱ふるに先だち普國の地盤を強固にせんことを希望し其周圍の敵に對し優勝の地位を占むるに足る軍備を充實せんが爲め財源の開發に務めたり。大王は其臣下を臣民としてよりも寧ろ奴婢の如く待遇したりと雖も事一旦普國の擴大、國際的發展に關するや國民に深く同情するは勿論指揮官として完全なる才能を發揮せり。主たると同時に指導者たる大王の治下にありたる普國は「エリザベス」時代の英國の享有せしが如き權勢を與へられたるのみならず歐洲の舞臺に於て最も敏活なる活動を試る爲めに好機會をも與へられたり。

「エリザベス」女王「フレデリック」大王の二統治者は自主的嚮導者にして其協議に參與せし

政治家は國民の代表者にあらざりき。如斯國民未だ代表機關に關する觀念なきは曩に社會的發展の時期を第一期となしたるに比して吾人は之を政治的發展の時期即第二期となすなり。國民にして絶對的從者なる時期にありては彼等は其利害及び當然有す可き權利に關しても自覺なく全く無機體の如くにして國民的自覺自己意識等は得て望む可くもあらざりき。然れども國家發展の第二期に於ける國民は國民的自覺を意識し其周圍に存する事物の移動及び關係を理解し且國民として責任且野心を心中に喚起するものとす。さばれ此時代と雖も未だ國民は己を代表するものを選出することを知らず完全に發表せる國家組織の門戸に至るに必要な社會的發展は存すれども未だ政治的發展なるものなし。彼等の階級より推薦したる者に依りて自己を代表せしめ或は代表者を選出し得たりとするも其代表者を確定せる行爲の標準を與へて協共の議事

又は決議を爲さしむることは當時の國民の知らざりし所なりき。勿論「エリザベス」女王治下の英國は既に「フレデリック」大王の普國が夢想だにせざりし政治的發展をなし其國會は代表的國會にして其目的議事の要を務められたる之に反し普國に於ては國王と之に従屬せる官僚の外何者も存せざりき。

斯くの如き政治的發展を経て遂に國民は自ら選出せる代表者をして政務を處理せしむるに至りたるを以て假令往々にして世襲者統治者が其代表者を爲す所に干渉せしこと存りと雖も立憲政治の機關は茲に其成立を告げ之に因りて時代の變遷なるものは實現せらるゝに至れるなり。是れ吾人が英國に於て目撃したる所にして普國に於ては之を認むることを得ざるなり。英國には當時已に時勢に精通せし者の會合たる國會及び自治行政に深き經驗を有する貴族ありたれども普國には直接民間より出でたる政事家なく、

單に利害に關し獨斷的行動を爲し得ざる官僚の存じたるのみなりき。されば政務の運行に適當せる機關の存在如何に拘はらず、苟く覺醒せる近世的國民は直接自ら政務に參與し得ざる状態に永く満足し得るものにあらず且つ社會事物の形勢を考案するに當りて民意を參酌せず、一國國際的社會的經濟的狀態に注意せざる統治者は永く其地位を維持し得るものにあらざる也。蓋し日進月歩の國民は其欲せざる政府をして永く自己の上に立たしむるが如き幼稚にして又思想の單純なるものにあらず。之に加へて前記二大治者の後に現はれたる時代は人類各種各階級の間より幽微なる共同的自覺の將に發動せんとしたる秋にして是迄教會或は國家の事を意に留めざりし人々も宗教界にありては新教徒の改革政治界にありては最も恐怖す可き佛國大革命を目撃するに及んで皆各其の權利を自覺するに至れり。如斯人類が是迄自覺せざりし個人の政治

上の權利を認むるに至るや否や自然彼等は其指導者を政府以外に求めんとするは必然の勢にして深遠なる自信の刺戟に感動せる國民何ぞ黙す可き。彼等は共同の靈感に打たれて共に飛躍し政府は爲めに時勢に適せざる政治組織を破碎せざれば止まざる整然たる國民的運動の渦中に投せられたり。一時の不滿は和くべきも根抵深き國民の激動は和く可からず、之を鎮壓せんとするは却て其勢力を増大するのみ。彼等の胸中の焰は幾多の集會に現はれ燃へては忽ち路上に飛散し延焼する處物として其影響を受けざるはなし。而して爲政者が一度此運動の爲め我意を折り人民に折衝する所あらんか忽ち治者被治者間に新契約は成立し茲に立憲政體の完全なる發展に資する第四期の門戸は開放せらるゝなり。

發展の第三期即ち言論擾亂の舞臺は屢々永續する悲哀の幕を以て閉ざさるる事多し、各政府は人民の不穩を防歴し或は其欲する所を容る

るが如く或は避けんとして欺くが如く遂に吾人が英國國會史に於て見るが如く言論に生きんとするの論客の努力は水泡に歸して新政治の曙光は暗雲に掩はるゝに至るなり。然れども何日かは發生すべき運命を有する事は假令時の前後の差はあれ又國によりて多少の相違はあれ遂に發生すべきものなり。此時代に至りて最も普通なる民主主義により政體を實現せんと欲する團體或は計畫の現はるゝものあり。幽閉せられたる思想は革命的にして隠匿したる罪惡は人心を毒することば均しく認めらるゝ所なれども鬱々たる精神は大氣に觸れて癒され又罪惡は告白により又充満せる機械は安全辨によりて其危地より救はれ「アデーション」は正に立憲政體の眞髓とも稱す可し。されば非立憲的制度的下に於ける政府は所有る手段を以て此の運動を窒塞せしめんとす。而して言論の自由なき國家にありては思想の要求する洩氣孔なる國會等の存在する

ことなきを以て此等の國に於ける政府當路者は此國民の運動を極力排斥せんとす。

行爲は意思に對して私曲なく改革を主張すると之を形式に表はすこととは別問題なり。多數熱烈なる改革主張者も實行し得べき憲法中に正確なる言語を以て己が改革を表示せざる可からざるに至らば再考するの外なきに至るものあり。輕薄なる好奇家が正に實行し得べしと信じて草案せる法律も之を實地に應用せんとするに當りて屢々失敗することあり。合衆國政體を研究せんとする者が最も注目すべき事は中央政府及び各州の立法部が實施し難き法律を制定せんとするの傾向なり。米國の各州立法部は各自制定せる法律を自ら施行するにあらざるを以て屢々實行し得ざるものを制定し従て政務に關して單に空論家と冷評せらるゝことあり。然るに立法部は其過失より當然受く可き非難攻撃を行政官に歸せんとすれども其法律の多くは無効にし

て之に基く論争も亦空論に終るを常とす、されば非立憲的政府の下にありては輿論は噴出孔なく絶望の極遂に爆發して政府を倒覆するに至る。

第四期即ち憲政發展の最後の舞臺には人民は等しく其權利を自覺し政黨の首領は政局に立て之を指導すると今日の英國に於て見るが如し。政黨政治國にありては人民の證認したる首領は下院に於て自黨が多數を占むる間行政部の長官となり且つ立法部を指導し其制定したる法律に對し責任を有するなり。合衆國の制度は如何と見るに民選大統領は國會を指導せず單に法律を裁可し或は否認し時に國會に再議を要求し得るのみにして、且つ行政部と立法部とは英國に於けると異なりて政務に關する協議畫策上敢て一致することを必要となさざるなり。

且つ特に英米兩國の政治組織を比較する上に重要な事は米國は其組織を中央集權に依らず

して聯邦諸州は各自一個の共和國として憲法を有し各人民間の關係即ち財産權家族關係契約權雇傭關係訴訟事件及び刑事事故の管轄權を附與せられたり。中央政府は單に公然且つ必然合衆國全體の利害に關する事故を管理するのみ。爾餘の件は聯邦諸州の獨立行動に一任せり。

中央政府に於ける立法部と行政部との對立及或點まで各州に自治權を與へたる制度は英米兩立憲政體の歴史的發展を示すものなり。聯邦各州に於ても其憲法制度は中央政府の夫れと相前後して制定せられたるを以て聯邦制度の特色とする立法行政兩部對立の現象は實現せられたり是れ疑もなく米國殖民地が第十八世紀後半に於て母國に對し獨立を宣言したる當時に於ける政治思想の產物なり特に如斯制度は米國に於ける獨特の境遇に起因せしものにして等しく Union division を有する瑞西も一見稍や米國に於けるが如き觀を呈せども其制度の起因及び組織を

考察するに此二國は全く國狀を異にせり。北米合衆國現行制度の特徴は之を研究するに當り立憲政體の性質及び特質を明に爲すものなり。

千七百八十七年の憲法制定會によりて制定せられたる現行合衆國憲法は英國法を基とし之に合衆國政治家が兩國々狀の相異殊に各州が享有せし特權を酌量して定めたるものなれども英國の政體は當時舊態を脱せんとする過渡期に際し居たるを以て英國の政治組織の眞相を發揮する程の見るべきものなかりき。現今に於ても英國の行政官にして單に下院の委員に過ぎずと看做さるゝ時は國王は自ら内閣大臣を任命し得るが如くなれども是れ法律上の方便にして一種の形式と稱す可きのみ。國王は下院の多數黨が認めたる者を以て内閣を組織せしむる可く換言すれば國王は下院に於ける多數黨の首領をして内閣を組織せしめ各省大臣の大選に關しては其首領自ら其任に當る。茲に一の例外とも稱す可きは

下院の各黨の首領内閣を組織するに適應せるものなく下院の多數黨も亦之を組織するの意嚮なき場合には國王其親裁を以て内閣を任命することを得ることは是れなり。

然れども合衆國憲法の制定せられたる當時に於ては今日英國憲法史上單に形式として存在する國王の特權が實地に活用せられたる時代にして從て千七百八十七年の憲法制定會に於ける各委員は國王は唯一の行政官にして國會との爭論の結果之と對立す可きものと看做したれども英國の政治組織を全然變化せしむ可き一勢力の將に活動を開始せんとせしとを知らざりしなり。即ち英國に於ては此後久しからずして議會は國民の代表者となり、國王は之に對する實權を失ひ議會自ら行政部を構成し國王に代りて政治を司どるに至れり。合衆國大統領は英國の憲法が理論及び實際上に變化し政黨政府が未だ確立せざる時に於ける國王に模倣して憲法草案者が之

を設けたるものにして従て大統領の職務は英國が已に廢止せんとせるものを復活せしに過ぎざるなり。

抑も米國に於て聯邦制度を採用したる理由は單に理論に基きたるにあらずして實際の事實に基きたるなり。聯合して獨立戰爭に加參したる十三州は其後各自特有なる成長發展をなしたるを以て此等性質を異にせるものを中央集權の下に統一せんことは全く不可能にして當時の政治家が獨立戰爭後國家組織として最も薄弱なる國家聯合の状態を聯邦國家の下に統一したるは是れ明に一大成功と稱す可きなり、利害に關する強き共同の感念は各殖民地人民が佛國人及び印度人と干戈を交へ又は獨立の爲めに奮闘せる間に養成せられたるものにして若し之れに反し共同の目的の爲めに一致團結を爲さずして各自孤立したりとせば各州間の衝突と外國の侵略との爲め政治的存在を維持する事能はざるは勿論各

自が享有せし偉大の價值ある特權も亦之を放棄せざるを得ざるに至りしならん此處に至り中央政府を設け國民を一體として結合せしめんとせしが當時猶ほ各州政府は社會の秩序及び政治的活動とに密接の關係を有したるを以て此等を無視すること能はず。従て中央政府は試験的にして永續す可からざるものなりと豫想せり。

聯邦各州が合行國の構成要素として存在することは政治上偶然なるにあらず。其今日に於けるは單に各州が時を異にして建設せられ、又各自個々別々に英王より特許狀を與へられたるが如き境遇より來るにあらずして全く社會上經濟上の相異に基くなり。如何に聰明なるものと雖も此等事實上共同體にあらざるものを唯だ一片の憲法を以て確固不動の共同體となすこと能はざるは明白なり。各州間に存する生活情態及び其他の諸點を比較するにヴァージニア Virginia がマッサチユーセツツ Massachusetts と異なる

程度は「マサチユセツツ」が英國と異なるよりも甚だしくして、其他重々たる森林及豊饒なる田野を有する「カロライナ」は又「ヴァージニア」と異なり、外國移住民の殊に多く現住する中部諸州は「ニウイングランド」及び南部諸州と同じからず又「ニューヨーク」「ニウジエルシ」及び「ペンシルヴァニア」諸州は爾後數年にして米國の特性たる可き混合的人民の住所と爲るべく従つて此諸州は其東方或は南方に境を接する諸州よりは一層正しく將來に於ける米國全體の状態を豫告すると謂ふべし。實に立憲政體なるものは共通利益感情諸習慣の上に建てらる可きものにして米國の各諸州は等しく之を有したるにも拘らず當年の憲法制定會に於て案出したるものは唯だ單に通商貨幣の鑄造、郵便局、公海に於ける海賊處分、陸海軍及び新憲法中に認むる外國政府との關係の外何等前記諸事項に關して規定の存するを見ず。各州は各團體に別

れ共同の一政府を戴く可くもあらず政治的區劃と共に多數の國家構成する單位を有するを以て必要とせしが如し。此複雑なる境遇の下にある諸團體に適用せられ運行せらる可き憲法を制定せしは是れ正に當時の立法家の手腕に俟つ數實に「グラッドストーン」氏が米國の憲法を評して「The most wonderful work ever struck off, at a given time, by the brain and purpose of man.」と稱したる所以なる可し。

千七百八十七年以來米國には急進的の改革實現せられ國民を中央政府の下に單一體ならしめんが爲め共同的意識共通の利害行爲の標準一致行動の習慣を養成せり。米國憲法を研究する者にして何人か彼等の目的及び結果を認めずして此等精氣ある過程を觀察了解し得るものあらんや電信は神經系統の如く米大陸の各片隅に至るまでに達せざるなく鐵道は平原溪谷の別なく貫通し廉價なる新聞雜誌は一國の事件を寒村僻地ま

でも迅速に報道し而して産業には國境なく通商は弄ぶ可からざる數量と錯雜なる状態にて州より州に流動し、思想感情行爲の標準、利益の實質的内容各州各地方の空氣は最大急行車の乗客商貨農産物と共に轉々移動し見る能はざる默示の梭は各地方各社會の思想目的を經緯として他日單一體たることを自覺する國民を織りつゝ、あり、中央政府近年に於ける發達も亦偉大なりと稱す可きなり。

時代精神を以て充實せる戯曲は全米大陸を舞臺として演ぜられぬ。千八百九十年に至るまで國民の間に境界線存し人口統計家は常に舊聯邦諸州及太平洋沿岸諸州の間に分界線を劃したる地圖を作製する事を得たり。憲法制定せられて爾來星移り物變りたれども殖民移民は止む所を知らざるが如く一行程を進みて吾人をして初期の殖民を回想せしむ。而して米國內地の發表は益々複雑に趣き東海岸諸州は華美なる事はれを

歐洲に比し優るとも劣ることなく西海岸諸州と比較して其差異は第十七世紀に於ける「グーデニア」と英國との夫れよりも甚だし。大西洋沿岸より漸時内地に至るに従ひ國民をつくり又つくりつゝある實際生活の全徑路によりて説明せらるゝ巨大なる展覽會を見るが如き感あり。千八百九十年以來は此境界線の痕跡なく進歩は漸く粗放より集約的となりぬ。

是れ實に米國史上に著名なる Westward expansionにして絶えず新社會の制度組織及び生活状態を西方に移殖し米國人民に國民的信念を與ふる重大なる機關となり米國人の運命を開拓し理想を高尙せしめたるものなり。斯くして幾多の州は西方に形成せられたるものに伴うて來る問題は政治家を最も苦しめたるもの即ち南北戦争によりて解決せられたる奴隸問題にして此制度を全國に擴張す可きや將た又此を一定區域中に制限す可きやの議論は大に合衆國人民に國民

的感念を喚起せり、合衆國の歴史は實に多岐多様にして此年代記は單に戯曲的逸事のみならず全米大陸史に一の光彩を添へ米國人の感情感覺を變化せしめたり。

然も此處に國民的發展が超絶すること能はざる自然の制限存在す、各州政府は彼等の勢力の範圍明白に且つ愈々永久的に確定せらるゝ、や益々活氣ある國家組織の單位の如き外觀を呈し而して米大陸の如き廣大無邊なる領土に翼翅を張れる偉大なる政治組織にありては各州は至要なる地位を占め吾人は其勢力を過大視すること能はざるなり。然らば其勢力の及ぼしたる影響如何其目的とする所は實に國民的自覺、共有せる利益の覺知及び行爲の律則等にして政治的たるよりも寧ろ心理的なり。合衆國中央政治の活動範圍は疑もなく多く重大なる特色に於て擴張せられたれども舊制度を再改造せんとするにあらず原則には何等關係する所なく單に憲法上の規

約に關する正當にして合理的變化をなさんとせしのみ。

各州の獨立せる法律上の權力は唯に獨立的活動をなし得る地方官憲が各地方の状態に應じて法律を適用し行政を管理することを當然必要とする程度にて此廣大なる米國の各地方に存在する經濟的社會的の相異に起因するのみならず更に各州は憲政發展に關し偉大且つ永久的援助を與へたり、余が偉大なる援助と稱するは即ち各州は立憲政體の基礎たる可き辨證力を有し此に基きて地方の人情風俗の細目を熟知し之に適應する法律を制定し廣大なる領土を有する國家のよく爲し得ざる所を容易に成就せしめたり各州政府なかりせば合衆國中央政府の存立もなかりしやも知れずして、合衆國今日の發展も見る能はざりしなる可し。されば各州に廣大なる米國の種類多き人口の總數を知り變化に富み過渡的狀態に適用し得る法律を制定せしめ永遠に進歩

を確立せしむるに肝要なる手段を供し且つ國民一般の思想及び政府の諸法規間に調和を維持するに無二の好材料となれり。中央政府の勢が範圍増大すると共に各州の利益は曩きに憲法立案者が希望せし如くに保證せらるゝなり。

此の事たる感情臆測より到達したる結論にあらずして、實に合衆國憲法史の必然的演繹的結論なり、立憲政體は利害目的に關する實際的共同團體のある責にのみ存すとせば北米合衆國は一の共同團體なるや、或方面より之を觀察すれば一の共同體となる。此の問題は實に觀察點を異にするに従つて異なる、合衆國の社會的經濟的政治的の諸般に亘りて一様に眞理なる概括的解答を爲すこと蓋し容易の業にあらず。

殊に合衆國は憲法の下に統治せらるゝと同時に自治の國にして實に憲政發展の終局は自治行政を實施するに至るなり。自治なるものは多少の犠牲を省みざれば此を希望したる時如何なる

場合に於ても施行し得可き制度にあらず、自治は國民性格の形態にして永き政治教育の後國民に自助自制の念を與へ、秩序的、共同的、生活の習慣を養成し自ら立法者の地位に立つる常に法律を無視せざるに至りて初めて之を實現することを得。自治政治は已に米國本土に實現せられたり。而して吾人は此後周ねく世界に此品性の發動を擴めんことを希望す。(ウィルソン氏米國憲法論による)

經濟學上より自殺を論じて乃木大將の自刃に及ぶ

高城仙次郎

目 次

- 一、緒言
- 二、自殺とは何ぞや
- 三、生存欲
- 四、自殺欲
- 五、自殺執行の原則
- 六、自殺の可否
- 七、乃木大將の自刃

一 緒 言

去月十三日午後八時明治天皇御靈輜宮城出門の號砲を期して旅順役の英雄故乃木大將が自宅に於て夫人と共に自害して薨去せしより、大將自刃の可否及び自殺其物の可否に就き世論囂々

として底止する所を知らず、幾百の有力家名望家は新聞紙に將又雜誌に各其の意見を發表したるが、此等は概して突嗟の感想を述べたるに止まり、慎重なる態度を以て科學的に自殺其物又は乃木大將自刃を論じたるものに非るが如し。是れ予が本論に於て經濟學上の見地より自殺を論じ聊か此缺陷を補はんと欲する所以なり。論者或は言はん、自殺は經濟學上の問題に非ずと予は是れに答へて言はん、經濟學は普通所謂社會の經濟狀態及び個人の經濟行為等を研究するものなりと雖も、經濟學の學理を以て經濟行為爲經濟狀態以外に他の社會狀態或は他の個人行為を説明し得ざるの道理なきなりと。如何んとなれば經濟學は根本的に之を言へば人の有する各種の欲望と其欲望を満たす爲めに人の努力する事實を研究するものなるが、人生は取りも直さず人が各々其欲望を満足せしめんと爲す努力の歴史なるを以て、人生は是れ即ち經濟學の研